

2022年3月15日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会  
代表 安田 秀子

## 石狩湾一般海域洋上風力発電事業について環境審議会で 審議することを求める要望書

### 要望事項

石狩市は、市が進めようとしている石狩湾一般海域洋上風力発電事業について、石狩市環境審議会において、様々な角度から十分な審議をすることを求めます。

### 要望理由

1 2022年3月現在、石狩湾一般海域における洋上風力発電事業の計画段階環境配慮書は、8事業者より告知され、環境影響評価法の手続きが開始されております。どの事業も計画エリアが広大であり、風力発電事業として出力が大きく建設される風力発電機の数が数百基に及ぶ可能性があり、相当に大規模であり、その工事および完成後の稼働により、様々な影響が石狩市域を超えて広範囲に及ぶことが懸念されます。その影響は景観をはじめ、生活環境、自然環境と多岐にわたります。

一方、一般海域における洋上風力発電事業は、「再エネ海域利用法」により、国が推進しており、広大な海域を「促進区域」と定め、公募により実際の事業者が選定されます。石狩市は、本年2022年2月に、2度目となる北海道への石狩湾一般海域での洋上風力発電事業推進の意向提出を行ないました。希望海域は昨年とほぼ同様の、石狩市域に沿った長大で、かつ、離岸距離たかだか2.5～5kmの沿岸域です。この海域での大規模工事および稼働後の影響は相当広範囲に及ぶことが予想されます。

したがって、石狩湾一般海域洋上風力発電事業については、湾岸の周辺住民はもとより、全市域の石狩市民、近隣の小樽市民・余市町民・札幌市民・増毛町民、石狩市の枠を超えて自然保護団体等の関係団体からの意見も聞く必要があります。

2 石狩市は「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(市民の声を活かす条例)」を定めています。第5条に「市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続きを行わなければならない」とし、別表の7に『その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続きを行う必要があると認められる行政活動』とあり、今回の石狩湾一般海域洋上風力発電事業が該当します。

3 市民の声を活かす条例細則の「2 市民参加手続きの内容を定める上で考慮すべき事項」の中で、「審議会等」について「(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の

合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。」とあります。

昨年（2021年）2月の、石狩市による北海道への洋上風力発電事業推進の意向提出は、石狩湾漁業組合が実施可能なエリアの提出を行い、このエリアでの調査に合意したこと、石狩商工会議所が推進要望していることによると聞いております。当会は、2020年9月24日、当会が共同代表を務める「石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会」として、石狩市へ2つの要望書（石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書、石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書）、および署名簿（約2,500筆）を提出しており、先の2団体とは相反した利害関係にあります（前段ウの要件に該当）。道内の道の駅からの景観で上位にランクされる、厚田道の駅からの景観はどうなるのでしょうか。景観への影響について観光関係者の意見は聞いているのでしょうか。石狩市が中立性や客観性を持って判断したのか疑問に思います（イの要件）。海洋生態系を含め水産資源、海流、漂砂への影響等、専門家からの知見・判断は必要ないのでしょうか（アの要件）。このように、審議会を開催しなければならない要件すべてに該当していると考えられます。

洋上風力発電事業推進については、市民参加手続きの仕組みの中で検討するべきであり、審議会等に付議するのが原則となります。したがって、環境審議会あるいは、より特化した専門家による審議会の組織化を行い、審議することが強く求められます。

現状では、市は、市民の声を活かす条例を無視した形で、つまり、石狩市民を無視した形で推し進めていることは明らかで、条例違反と言はざるを得ません。

4 3で述べた、昨年2月に北海道へ提出した石狩湾一般海域での洋上風力発電事業実施予定エリアは、「風力発電ゾーニング計画書」（平成31年3月、石狩市）において「環境保全エリア」に相当します。「環境保全エリア」は優先して守るべきエリアです。守るべきエリアが、なぜ洋上風車建設の候補地として取り上げられたのか、驚愕するばかりです。

このゾーニング計画策定は、環境省委託事業「平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」として国の予算（国民の税金）6,000万円を投じて行われました。別表の「2市の計画の策定」に該当し、審議会等に準ずる「検討委員会」（石狩市環境審議会委員が中心となり構成）、及び連合町内会や石狩市観光協会等、広範囲からの関係者が参加する3分野の部会が組織されました。この部会には公募による一般市民も参加しました。ゾーニング計画案はパブリックコメントにより、広く意見が募られ、それを反映した計画が策定されました。したがってこのゾーニング計画は正しく市民参加手続きを経て策定されたと言えます。

石狩市が石狩湾一般海域で洋上風力発電事業を進めようとしているエリアは、環境を守るべきエリアであり、守るべきだという、ゾーニング計画策定に関わった専門家や関係者、市民の総意を、石狩市は無視しています。この度の件では、ゾーニング計画が正しく運用され

ているのか、審議会の中で併せて厳しく検討することを求めます。

5 2と3においては、市民参加手続きの仕組みの観点から、環境審議会での審議が求められることを述べました。

一方、石狩湾沿岸は、環境省が生物多様性の観点から重要な海域として抽出しています。多くの海の生き物が産卵、繁殖、成長する場となっており、種の存続に必要な場所と位置づけられています。このことは、石狩湾沿岸は洋上風力発電事業の不適地であることを示しています。

石狩市環境基本条例では、石狩市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念や施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することで、現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されました。基本理念（第3条）として、「環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。」「環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。」とあります。市が現在進めようとしている洋上風力発電事業が、これらの理念に反していないのか、疑問に思います。

水環境の保全、回復についての条例第20条「市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。」、生態系と共生する農漁業の振興等についての第21条「市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。」、景観の保全等についての第22条「市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用に努めるものとする。」も定められており、洋上風力発電事業のあり方はこれらの条文と整合性をもたなければなりません。

石狩湾の環境保全の視点から、石狩湾一般海域での洋上風力発電事業は環境審議会において審議されるべきではないでしょうか。

この件につきまして貴職のお考えを、3月21日（月）までに文書で下記連絡先までお知らせいただくようお願いいたします。

連絡先：

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

Tel/Fax 74-6198 携帯 090-6122-1602

E-mail: [h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp](mailto:h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp)

※提出後の追記：回答締め切り日について、受け付けた市担当者より祝日であるとの指摘を受け、通常設定される2週間後を目処にお願いしております。